

# 真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（一般廃棄物処理基本計画）

## 《概要版》

令和8年3月

真庭市

### 1 計画策定の基本的事項

#### ◆ 計画策定の背景及び目的 ◆

真庭市（以下、「本市」という。）では、令和4年3月に「真庭市一般廃棄物最終処分場」の埋立が終了し、焼却灰を外部委託により処理しています。また、令和7年1月より「真庭市くらしの循環センター」が稼働開始、同年4月には焼却施設を集約し、廃棄物処理体制が大きく変化しています。

本市では、平成28年2月に「真庭市一般廃棄物資源化等基本計画」を策定し、廃棄物の適正処理を推進してきましたが、廃棄物処理体制が大きく変化していることを受け、計画の評価・見直しを行い、国の廃棄物処理行政及び本市の廃棄物処理体制に対応した新たな一般廃棄物資源化等基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

#### ◆ 計画期間 ◆

計画期間は、上位計画である第3次真庭市総合計画との整合を図り、令和22年度までの15年間とします。なお、計画期間は、5年毎に前期・中期・後期に区分し、令和12年度、令和17年度、令和22年度を計画目標年度とします。本計画の数値目標等は前期計画期間である令和12年度において定めるものとし、中期計画、後期計画では令和12年度、令和17年度において計画の進捗を確認し、適宜見直しを行うものとしします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度
計画のスケジュール	策定	前期計画（5年間）					中期計画（5年間）					後期計画（5年間）				
							前期目標年度（見直し）						中期目標年度（見直し）			

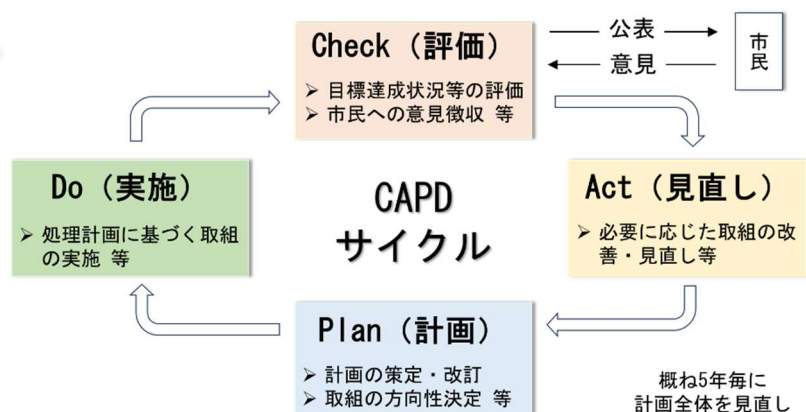
#### ◆ 基本理念 ◆

本市では生ごみ等資源化事業を実施し、本市独自の循環の仕組みづくりを目指しています。

基本理念は、本市の目指すべき方向性を踏まえ、ごみを単なる廃棄物ではなく貴重な「資源」として捉え、廃棄せず可能な限り再使用・再生利用する仕組みを整備し資源循環に取り組むことで、持続可能な地域社会の形成を目指し「資源を捨てない持続可能な地域社会の実現」とします。

#### ◆ 計画の進捗管理 ◆

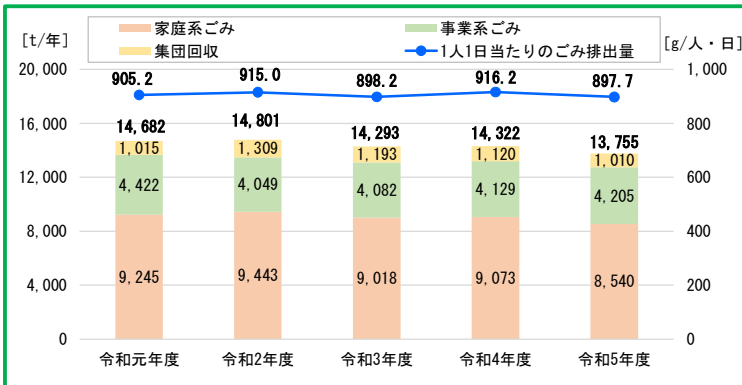
本計画では、【評価（Check）】【見直し（Act）】【計画（Plan）】【実行（Do）】を通じたCAPDサイクルにより、継続的かつ定期的に計画の点検・見直し・評価を行います。



## 2 ごみ処理基本計画

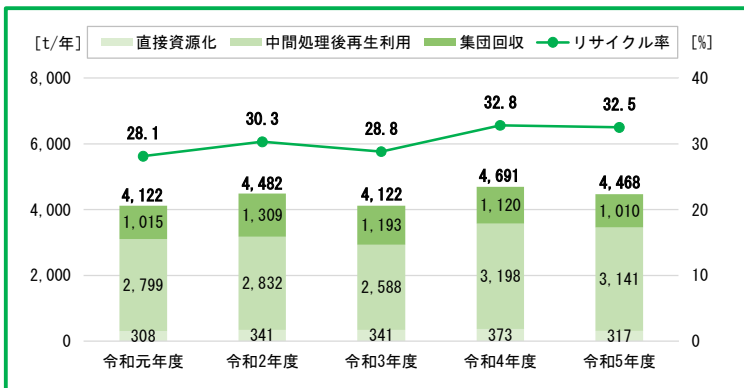
### ◆ ごみ処理の状況 ◆

#### ① ごみ排出量



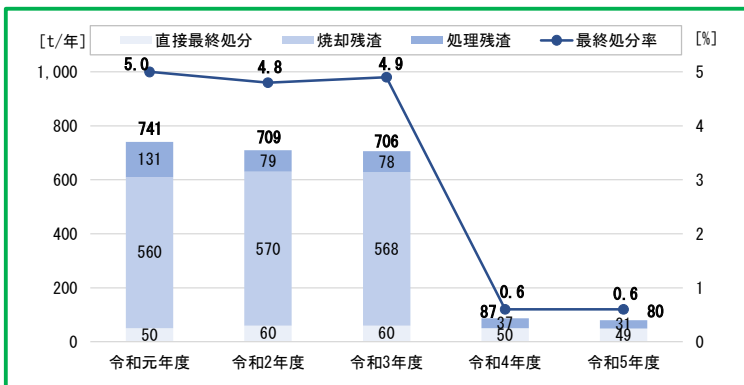
- ・ ごみ総排出量は、令和元年度において14,682t/年であったのに対し、令和5年度は13,755t/年となっています。
- ・ 1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度において905.2g/人・日であったのに対し、令和5年度は897.7g/人・日となっています。

#### ② リサイクル率



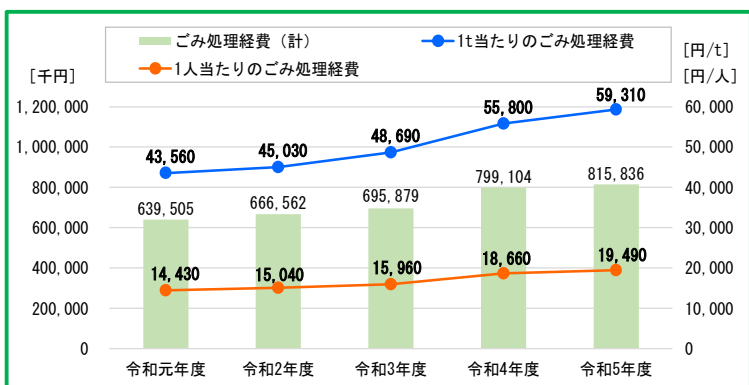
- ・ 資源化量は、令和元年度において4,122t/年であったのに対し、令和5年度は4,468t/年となっています。
- ・ リサイクル率は、令和元年度において28.1%であったのに対し、令和5年度は32.5%となっています。

#### ④ 最終処分量



- ・ 最終処分量は、令和3年度まで700t/年程度であったのに対し、令和4年度以降は焼却残渣の処理を外部委託し、路盤材に再生していることから80t/年まで減少しています。
- ・ 最終処分量率は、令和3年度まで5.0%前後であったのに対し、令和4年度以降は0.6%となっています。

#### ③ ごみ処理経費



- ・ 1t当たりのごみ処理経費は、令和元年度において43,560円であったのに対し、令和5年度は59,310円となっています。
- ・ 1人当たりのごみ処理経費は、令和元年度において14,430円であったのに対し、令和5年度は19,490円となっています。

## ◆ ごみ処理の評価 ◆

### ① 前回計画の目標達成状況

	前回計画の目標 (令和7年度目標値)	達成見込み (令和7年度推計値)
1人1日当たりの家庭系ごみの量（集団回収及び資源ごみ除く）	292g/人・日以下	×（407.4g/人・日）
事業系ごみ排出量	4,488t/年以下	○（4,052t/年）
リサイクル率	60%以上	×（45.3%）
最終処分量	847t/年以下	○（75t/年）

### ② 県内自治体との比較（令和5年度実績）

	真庭市	全国	岡山県
1人1日当たりのごみ排出量[g/人・日]	897.7	851.4	922.8
リサイクル率[%]	32.5	19.5	29.1
最終処分量[%]	0.6	8.1	3.8

## ◆ ごみ処理の課題 ◆

### 【課題① 発生・排出抑制】

本市では、焼却施設の集約化に伴い、燃えるごみの削減が喫緊の課題となっており、今後も新たな取組により更なるごみの排出抑制に努めることが必要です。また、国の動向に呼応しながら、プラスチックや食品ロス等の個別品目に関する排出抑制も視野に入れ、取組を推進することが必要です。

### 【課題② 資源化】

本市では、燃えるごみの更なる削減に向け、生ごみ・プラスチック類・古紙類の分別徹底を図るとともに、経年的にごみ組成の変化を把握する等、取組効果の分析が必要です。また、他自治体では布類や紙おむつについて資源化の取組が行われており、本市においても資源化に向けた取組の推進が必要です。

### 【課題③ 収集運搬】

収集運搬費用について、焼却施設の集約化・生ごみの分別回収による増加、新たに分別回収を実施する場合の影響が懸念され、これらの影響について検証するとともに、既存の収集頻度や収集ルート等の適正化について継続的に検討することが必要です。また、今後は高齢化によりごみ出しが困難な住民の増加が懸念されるため、ごみ出し困難者への対応についても検討することが必要です。

### 【課題④ 中間処理】

クリーンセンターまにわは施設竣工から26年が経過し一部設備の老朽化が進行しています。今後は、計画的な維持補修をおこなうとともに、適切な時期に大規模な更新工事を行うことも見据えた施設管理を進めることが必要です。

### 【課題⑤ 最終処分】

本市では埋立処分可能な最終処分場を有しておらず、処理残渣等については民間事業者で資源化を行っている状況にあります。今後は、経済面・環境面等の複数の要因も考慮しながら、望ましい最終処分体制について検討することが必要です。

## ◆ ごみ処理の目標 ◆

本計画では、「基本目標」を設定するとともに、目標の達成に向けたモニタリングや要因分析に活用する「補足指標」を定めます。

1人1日当たりのごみ排出量は、目標年度である令和12年度までに令和5年度の全国値850g/人・日と同等以下になることを目指します。リサイクル率及び最終処分量は、1人1日当たりのごみ排出量及び補足指標である資源物5品目の分別協力率について数値目標を達成した場合に見込まれる割合・量を目標として設定しました。

		単位	実績	数値目標			
			令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	
基本目標	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	897.7	850以下			
	リサイクル率	%	32.5	50以上			
	最終処分量	t/年	80	65以下			
補足指標	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ・集団回収除く）	g/人・日	485.1	320以下	310以下		
	事業系ごみ排出量	t/年	4,205	3,650以下	3,600以下		
	分別協力率	生ごみ	%	0.0	60以上		
		容器包装プラスチック	%	18.7	50以上		
		製品プラスチック	%	5.7	50以上		
		古紙類	%	65.2	65以上		
		布類	%	0.0	50以上		

## ◆ 基本方針 ◆

### 【基本方針1】 ごみの減量化の 推進

ごみの減量化に向けては、「ごみを出さない（Refuse）」「ごみを減らす（Reduce）」「ごみを再使用する（Reuse）」「再生可能資源の活用（Renewable）」に取り組んでいくことが重要であり、本計画ではごみの減量化に向けて根幹的な取組である4つの取組を推進します。

### 【基本方針2】 ごみの資源化の 推進

「真庭市くらしの循環センター」の稼働開始及び廃棄物処理施設の集約化に伴い、生ごみ等の資源物の分別を通じて焼却処理量を減らすことが喫緊の課題となります。このため、更なる資源化の推進に向け、市民・事業者による分別への理解・協力確保に向けた効果的な情報発信を行い周知・啓発に取り組めます。

### 【基本方針3】 持続可能な処理・ 処分体制の構築

「真庭市くらしの循環センター」の稼働、廃棄物処理施設の集約化を実施したところであり、廃棄物処理体制の変化に留意しつつ安定的な処理・処分の継続を目指します。

### 【基本方針4】 多様な主体間の 協働の推進

基本方針1・2の推進に向けては、「住民」「事業者」「行政」の各主体による主体的な取組と、協働が必要不可欠です。このため、多様な主体間で連携強化を図り、協働による取組の推進を目指します。

## ◆ 取組施策 ◆

本計画では4つの基本方針に基づき、これまでに実施されてきた取組を継続するとともに、新たな取組を取り入れ実施します。

基本方針	施策		具体的な取組			
【基本方針1】 ごみの減量化の 推進	施策1	ごみの発生・排出抑制、再使用、再生可能資源の活用	【1-1】	ワンウェイプラスチックの使用抑制	【継続】 【強化】	
			【1-2】	バイオマスプラスチック製品の使用促進	【新規】 【強化】	
			【1-3】	生ごみ減量化・食品ロス削減の推進	【新規】 【強化】	
			【1-4】	紙類の削減	【新規】 【強化】	
			【1-5】	ごみ処理手数料の適正化	【継続】	
			【1-6】	リユースプラザ等を活用した再使用の推進	【継続】 【拡充】	
			【1-7】	動機づけ（インセンティブ）付与の仕組みづくり	【継続】	
【基本方針2】 ごみの資源化の 推進	施策2	適正排出の徹底	【2-1】	多様な情報媒体を活用した分別方法の周知	【継続】 【強化】	
			【2-2】	家庭系ごみの分別ガイドブックの拡充	【継続】 【強化】	
			【2-3】	事業系ごみの手引書の作成	【拡充】 【強化】	
			【2-4】	事業系ごみの展開検査の実施	【継続】	
			【2-5】	不法投棄の削減	【継続】	
	施策3	資源回収方法の 拡充	【3-1】	集団回収の推進	【継続】	
			【3-2】	拠点回収の推進	【継続】	
	施策4	品目別の資源化の 推進	【4-1】	小型家電の資源化の推進	【継続】	
			【4-2】	古紙類の資源化の推進	【継続】 【強化】	
			【4-3】	生ごみの資源化の推進	【継続】 【強化】	
			【4-4】	プラスチック類の資源化の推進	【新規】 【強化】	
			【4-5】	布類の資源化の推進	【新規】	
			【4-6】	紙おむつの資源化の推進	【新規】	
【基本方針3】 持続可能な処理・処分体制の 構築	施策5	収集運搬体制の 構築	【5-1】	効率的な収集運搬体制の構築	【継続】	
			【5-2】	高齢者へのごみ出し支援	【継続】 【強化】	
	施策6	中間処理・最終 処分体制の構築	【6-1】	中間処理施設の適正な維持管理	【新規】	
			【6-2】	リユースプラザのあり方の検討	【新規】	
			【6-3】	新たな最終処分場の検討	【継続】	
			【6-4】	災害廃棄物処理への対応	【新規】	
			【6-5】	特別管理一般廃棄物の適正処理	【継続】	
			【6-6】	適正処理困難物への対応	【継続】	
			【6-7】	リチウムイオン電池の適正処理	【新規】	
	【基本方針4】 多様な主体間の 協働の推進	施策7	学校との連携			
		施策8	住民との連携			
		施策9	民間事業者との 連携	【9-1】	民間事業者との連携による資源回収	【継続】
				【9-2】	民間事業者との連携による資源化の推進	【継続】
施策10	庁内関係機関との連携					

### 3 生活排水処理基本計画

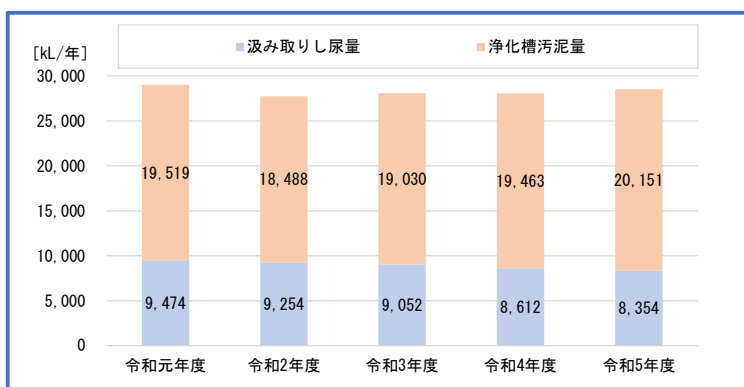
#### ◆ 生活排水処理の状況 ◆

##### ① 生活排水処理人口

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共下水道人口	人/年	10,739	11,191	11,520	11,615	11,915
集落排水施設人口	人/年	0	0	3,921	3,926	3,881
合併処理浄化槽人口	人/年	18,815	19,136	15,348	15,548	15,703
単独処理浄化槽人口	人/年	2,572	2,394	2,316	2,136	1,952
計画収集人口	人/年	12,182	11,587	10,485	9,594	8,405
自家処理人口	人/年	9	9	8	8	8
総人口	人/年	44,317	44,317	43,598	42,827	41,864
汚水衛生処理率	%	66.7	68.4	70.6	72.6	75.2

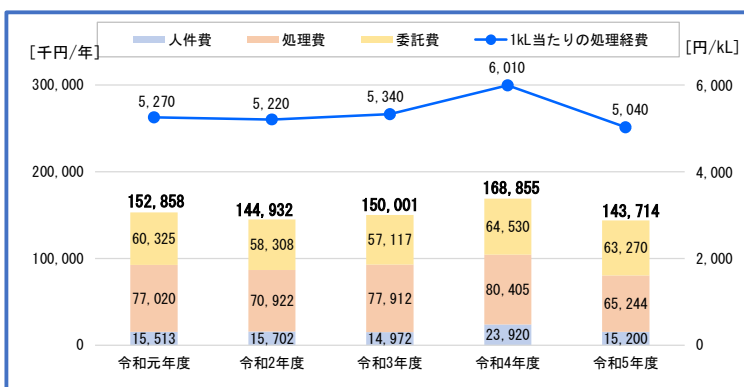
- 公共下水道人口は、令和元年度において10,739人であったのに対し、令和5年度は11,915人となっています。
- 汚水衛生処理率は、令和元年度において66.7%であったのに対し、令和5年度は75.2%となっています。

##### ② し尿等の排出量



- 汲み取りし尿は、令和元年度において9,474kL/年であったのに対し、令和5年度は8,354kL/年となっています。
- 浄化槽汚泥は令和元年度において19,519kL/年であったのに対し、令和5年度は20,151kL/年となっています。

##### ③ 生活排水処理経費



- 生活排水処理経費は、令和元年度において約1.53億円であったのに対し、令和5年度は1.44億円となっています。
- 生活排水1kL当たりの処理経費は、令和元年度において5,270円であったのに対し、令和5年度は5,040円となっています。

#### ◆ 生活排水処理の評価 ◆

##### ① 前回計画の目標達成見込み

	前回計画の目標 (令和7年度目標値)	達成見込み (令和7年度推計値)
汚水衛生処理率	85%	✕ (78.9%)

##### ② 県内自治体との比較 (令和5年度実績)

	真庭市	全国	岡山県
汚水衛生処理率	75.2%	90.4%	83.9%

## ◆ 生活排水処理の課題 ◆

### 【課題 汚水衛生処理率の向上】

本市では、公共下水道人口や合併処理浄化槽人口は増加しているものの、汚水衛生処理率は県平均値より低くなっています。このため、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続を推進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進、市民への啓発活動を通じた環境意識の向上に努める必要があります。

## ◆ 生活排水処理の目標 ◆

本計画の生活排水処理に係る数値目標は、公共下水道整備計画における生活排水処理人口等の将来推計の見込みを達成することを目指すものとします。

	単位	実績	数値目標		
		令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
汚水衛生処理率	%	75.2	<b>84</b>	<b>85</b>	<b>86</b>
(参考) 総人口	人	41864	36,700	34,200	32,000
(参考) 汚水衛生処理人口	人	31499	30,877	29,166	27,611

## ◆ 基本方針と施策 ◆

### ① 取組施策

#### 【基本方針1】 適正処理等の 推進

汚水衛生処理率が岡山県内の他市町村と比較し低い状況にあることから、本市では汚水衛生処理率の向上に向け、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備等、適正処理等の推進に取り組んでいきます。

#### 【基本方針2】 多様な主体間の 協働の推進

基本方針1に示した生活排水の適正処理に向けては、「住民」「事業者」「行政」の各主体による主体的な取組と、主体間での協働が不可欠です。このため、多様な主体間で連携強化を図り、協働による取組の推進を目指します。

### ② 基本方針

基本方針	施策	具体的な取組
【基本方針1】 適正処理等の 推進	施策1	公共下水道への接続及び合併処理浄化槽設置の推進
	施策2	効率的な収集運搬体制の構築
	施策3	継続的な処理・処分体制の構築
	施策4	災害廃棄物処理への対応（再掲）
	施策5	住民に対する広報・啓発活動の推進
【基本方針2】 多様な主体間の 協働の推進	施策6	学校との連携
	施策7	民間事業者との連携

真庭市一般廃棄物資源化等基本計画  
(一般廃棄物処理基本計画)  
【概要版】

---

発行月 ; 令和 8 年 3 月  
編集・発行 ; 真庭市 生活環境部 環境課  
〒719-3292  
岡山県真庭市久世 2927 番地 2  
TEL 0867-42-1113